

狩猟者登録申請要領（県内者）

必 要 書 類

① 狩猟者登録申請書（１枚）

- ・申請が可能な免許は４種類。（網、わな、第１種銃、第２種銃）

※令和５年度より、複数の狩猟者登録を一枚で申請できるようになりました。

猟種ごとの狩猟者登録証交付ではなく、まとめて一枚で交付します。

※Ａ３判２ページあります。必ず短辺とじのＡ３両面で印刷をしてください。

② 写真（２枚）（登録証が１枚になったため、写真も２枚のみです）

- ・申請前６カ月以内、無帽、正面、上三分身、無背景の縦３．０ｃｍ×横２．４ｃｍの写真。
- ・裏面に氏名、撮影年月日を記載。

※ 狩猟免許に「眼鏡等使用」の記載がある場合は、眼鏡等を使用した写真を使用。

③ 被保険者であることの証明書（１枚）

- ・「大日本猟友会の狩猟災害共済」あるいは、「損害保険会社のハンター保険」または、「狩猟行為に関する損害賠償保険」等の被保険者であることの証明書。

※ 給付額もしくは保険金額が３千万円以上であること。

④ 狩猟者登録手数料

- ・免許種類ごとに１，８００円分の島根県収入証紙を登録申請書の収入証紙欄に貼付。

⑤ 狩猟税

- ・該当合計金額分（下記一覧表）の島根県収入証紙を狩猟税納付書の収入証紙欄に貼付。

⑥ その他添付書類

- ・各種税率を適用し、狩猟税の減免措置を受けようとする場合は、それぞれ添付書類が必要になりますので、次の「税率適用に関する留意事項」を御覧ください。

【狩猟税額一覧】

1 号	第１種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外の者	一 般	16,500円
		許可捕獲者	8,200円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
2 号	第１種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	11,000円
		許可捕獲者	5,500円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
3 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外の者	一 般	8,200円
		許可捕獲者	4,100円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
4 号	網猟又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	一 般	5,500円
		許可捕獲者	2,700円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円
5 号	第２種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	一 般	5,500円
		許可捕獲者	2,700円
		対象鳥獣捕獲員	0円
		認定捕獲従事者	0円

税率適用に関する留意事項

① 2号・4号税率について

- ・「狩猟税納付書の裏面」及び「狩猟税納入区分及び手続一覧表」を参考にしてください。
- ・該当の場合は、「本年度の県民税の所得割額を納付することを要しない証明書（市町村長発行）」等の書類を添付してください。

② 許可捕獲者について

- ・登録申請前1年以内に鳥獣保護管理法第9条第1項に基づき、鳥獣の管理（有害鳥獣捕獲等）に係る許可証または従事者証を受け、実際に捕獲活動を行った場合に該当します。
- ・「許可証の写しまたはこれに準ずる書面」または「従事者証の写しまたはこれに準ずる書面」を添付してください。
- ・「捕獲等の結果を示す書面」を添付してください。

③ 対象鳥獣捕獲員について

- ・市町村長が発行する「対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書」を添付してください。

④ 認定捕獲従事者（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者）について

- ・認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている「認定証の写し」を添付してください。
- ・「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者であることを証する証明書」を添付してください。
- ・「認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類（事業の委託契約書の写し等）」を添付してください。
- ・上記事業に従事した際の「従事者証の写し」を添付してください。

その他

第1種銃猟免許状を所持している方については、第2種銃猟狩猟免許状を交付された者とみなされますので、第2種銃猟の狩猟者登録を受けることができます。

提出先

管轄する各事務所鳥獣担当窓口に提出して下さい。

【窓口一覧】

市町村	担当所属(所在地)
松江市、安来市	東部農林水産振興センター 林業部林業振興課 (松江市東津田町 1741-1) TEL0852-32-5664
雲南市、奥出雲町、飯南町	東部農林水産振興センター雲南事務所 林業部林業普及第二課 (雲南市木次町里方 531-1) TEL0854-42-9556
出雲市	東部農林水産振興センター出雲事務所 林業部林業普及第二課 (出雲市大津町 1139) TEL0853-30-5579
浜田市、江津市	西部農林水産振興センター 林業部林業振興課 (浜田市片庭町 254) TEL0855-29-5604
大田市、川本町、美郷町、邑南町	西部農林水産振興センター県央事務所 林業部林業普及第二課 (邑智郡川本町川本 265-3) TEL0855-72-9563
益田市、津和野町、吉賀町	西部農林振興センター益田事務所 林業部林業普及第二課 (益田市昭和町 13-1) TEL0856-31-9572
西ノ島町、海士町、知夫村、隠岐の島	隠岐支庁農林水産局 林業部林業振興・普及第二課 (隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24) TEL08512-2-9647